令和７年自転車指導啓発重点地区・路線

鶴見警察署

(c)2020 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

(c)2020 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

①　駒岡

【選定理由】

○　大きな商業施設が近くにあり、自転車の往来が多い。

○　自転車関係事故が、鶴見区内で２番目に多い
（令和６年中１７件）

②　矢向

【選定理由】

○　矢向駅があり、かつ道幅が狭く、自転車の交通量も多いため危険である。

○　自転車関係事故が、鶴見区で５番目に多い。
（令和６年中９件）

☆　鶴見区は自転車が関係する事故がとても多い区です。令和６年中は全事故のうち約３０％が自転車関係事故でした。自転車も乗れば車の仲間です。ルールをきちんと守り、安全に走行をお願いします。

令和７年自転車指導啓発重点地区・路線

鶴見警察署

③鶴見中央

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

④とよおか通り

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

③　鶴見中央

【選定理由】

○　鶴見駅があり、駅利用のための自転車利用者が非常に多く、交通ルール違反が多い。

○　自転車関係事故が鶴見区内で一番多い。（令和６年中２４件）

④　市道下末吉第３４８号線（とよおか通り）

【選定理由】

○　付近の町内会、学校関係者から自転車の違反が多いと苦情が寄せられている。

○　寺谷方向から坂を下ってくる自転車が多く、速度が出ていて危険との苦情もあり。

☆　とよおか通りは一方通行路です。三角交差点方向にしか進めません。
自転車は歩道は通行できません。除外される方は高齢者（７０歳以上）、子供（１３歳未満）、障害のある方です。
車道の左はじを左側通行しましょう。

この標識の意味は「普通自転車歩道通行可、普通自転車の歩道通行部分」です。
自転車が歩道を通行することが可能ですが、歩行者優先を忘れずに！